

2014年(平成26年)9月12日 第6次出入国管理政策懇談会 意見発表要旨

日本司法書士会連合会
「外国人住民票」等実務検討チーム
西山 慶一

はじめに

→ 資料1 外国人登録原票と外国人住民票の記載事項の対照表

I 司法書士の渉外業務と在留外国人の身分関係の形成

1 司法書士の渉外家事業務と外国人に係る身分関係書面

- (1) 主な渉外業務
- (2) 必要になる外国人に係る身分関係書面

2 渉外家事業務の一般的なプロセス

- (1) 「法の適用に関する通則法」による「単位法律関係」の準拠法の決定
- (2) 決定した準拠法(準拠実質法)の内容の調査と解釈
- (3) 身分関係書面の取得と点検
- (4) 準拠実質法と身分関係書面との照合による人的同定作業

3 在留外国人の一般的な身分関係の形成

- (1) 日本における届出(出生、死亡)、創設的届出、報告的届出
- (2) 本国の身分登録官公署に日本の「届出を証する書面」を添付して本国の身分登録簿に記録

・問題点

(1)の届出の一部のみについて(2)を行う場合、(1)だけを行い(2)は全く行っていない場合

II 在留外国人の日本における身分関係形成の記録について

1 身分行為に関する成立の方式

法適用通則法 24条②③ 婚姻の方式は → 婚姻挙行地法又は一方の本国法の方式

同法 34条①② その他の親族関係についての法律行為の方式

→ 法律行為の成立について適用すべき法又は行為地法

cf. 法例の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて(平成元.10.2 民二第3900号民事局長通達、最終改正平成24.6.25 民一第1550号民事局長通達)

2 戸籍法による届出の方式

- (1) 届出地 外国人に関する届出は「届出人の所在地」(戸籍法25条②)等
- (2) 出生届の義務(戸籍法49①の準用)、死亡届の義務(戸籍法86①の準用) 属地的効力
cf. 明治32.8.5 民刑第1442号民刑局長回答、昭和24.11.10 民事甲第2616号民事局長通達等
- (3) 創設的届出
- (4) 報告的届出

3 身分変動記録の受理・保存・交付の流れ

届出地の市区町村の事務 ①届出の受理(戸籍法規則20条①) → ②受附帳への記載(同規則21条)
→ ③届書の保存(同規則48条) → ④届出の受理・不受理の証明書の交付(同法48条①、同規則66)

条)→ ⑤届書の閲覧・記載事項証明書の交付(同法 48 条②、同規則 66 条の 2、67 条)

4 受附帳の閲覧・届書の閲覧・記載事項証明書の請求権者

- (1) 受附帳の閲覧「相当の理由があると認められるとき」「申請者の何人たるかを問わず」「閲覧さして差支えない」(昭和 32.1.25 民二発第 33 号民事局第二課長回答)
- (2) 出生、婚姻、離婚及び死亡の各届書の記載事項証明書「届出事件の本人又は届出人、届出事件本人の親族、官公吏(職務の執行に関係ある場合に限る)が請求した場合に限って認める」(昭和 22.4.8 民甲第 277 号民事局長通達)

5 身分関係形成情報に関する市町村長間・市町村長への通知・嘱託等

- (1) 戸籍に関する届書等の市町村間の通知と住民票の記載等(住民基本台帳法 9 条②、住民基本台帳法施行令 12 条 2 項、同令 30 条の 32)
- (2) 判決等の本籍地の戸籍事務管掌者への戸籍記載の嘱託(家事事件手続法 116 条、同規則 76 条、平成 24.11.22 家一第 004237 号通達 1、人事訴訟規則 17 条等、平成 16.4.1 民一第 769 号民事局長回答 1)
- (3) 登記官による後見開始審判等に関する本籍地(外国人は住所地)市町村長への通知後見登記等に関する省令 13 条、平成 12.3.23 民二第 700 号民事局長通達
- (4) 外国人住民の氏名・出生・死亡(失踪宣告含む)等の記載をしたときの市町村長から法務大臣への通知(出入国管理及び難民認定法 61 条の 8 の 2、同令 6 条)
- (5) 外国人住民票の氏名等の変更等があったときの法務大臣から外国人住民が記録されている市町村長への通知(住民基本台帳法 30 条の 50)

III 在留外国人の身分関係形成記録の取得について

1 本国の身分登録官公署からの取得

- (1) 「身分登録官署の所在地」、身分情報等が集積される「出生地」の調査
- (2) 「閉鎖外国人登録原票」(平成 24 年 7 月 8 日以前に閉鎖された外国人登録原票)、「廃止外国人登録原票」(平成 24 年 7 月 9 日以降に速やかに法務省に送付された外国人登録原票)の「国籍の属する国における住所又は居所」「出生地」の記載を手掛かりに取得

・問題点

「外国人住民票」の記載事項には「外国人登録原票」の記載事項にあった「国籍の属する国における住所又は居所」「出生地」は存在しない。

2 日本における官公署からの取得

- (1) 入国管理局 「閉鎖外国人登録原票」「廃止外国人登録原票」の取得
 - ①平成 24 年 7 月 8 日以前の一定の身分事項のみ
 - ②「外国人登録原票に係る開示請求」「死亡した外国人に係る外国人登録原票の写しの交付請求」(法務省への郵送請求)
 - ③保存期間 「閉鎖外国人登録原票」(閉鎖した日の翌年の 4 月から 30 年、ただし延長手続中)
「廃止外国人登録原票」(廃止してから 30 年)(注) 保存期間は、入管局からの口頭による回答(2014.8.22)
- (2) 市町村 受附帳の記載事項証明書、届書の受理・不受理の証明書、届書の閲覧・記載事項証明書の取得
 - ①受附帳の保存期間 当該年度の翌年から「150 年」(戸籍法施行規則 21 条③)
cf.保存期間の変遷 「5 年」→「10 年」→「20 年」→「50 年」→「150 年」
 - ②外国人のみに関する身分行為(戸籍の記載を要しない事項で受理した書類)の保存期間

- ・出生届や死亡届、報告的届出は、当該年度の翌年から「10年」(戸籍法規則 50 条②後段)
- ・創設的届出は、当該年度の翌年から「50年」(戸籍法規則 50 条②前段)
- cf. 保存期間の変遷「10年」→「15年」→「10年、50年」
- cf. 朝鮮人の届出書類の当分間の保存に関する先例
(昭和 34.2.5 民甲第 199 号民事局長回答、昭和 41.8.22 民事甲第 2431 号民事局長通達)

・問題点

外国人住民票には、「出生地」や「届出地」等の記載がない。

(3)法務局 日本人と外国人間の身分行為に関する受理証明書及び相手方である日本人戸籍

①相手方日本人の「本籍」の調査・把握

②戸籍記載完了後市区町村から管轄法務局等に送付、管轄法務局等で、当該年度の翌年から「27年」保存(戸籍法規則 49 条②)、ただし、「5年経過」で廃棄される可能性あり(同規則 49 条の 2)

・問題点

複数国籍世帯の場合、世帯員の日本人の「本籍」により「戸籍」を検索できるが、世帯を異にしたときは、検索は不可能である。

IV 提言 — 終わりに代えて

→ 資料 2 平成 25 年 3 月 26 日付け法務省入国管理局長宛て

「外国人住民に係る涉外民事実務の課題について(提言)」(日本司法書士会連合会)

1 外国人住民票には、下記の事項を記載し、一定の請求権者に開示すること。

(1)「国籍の属する国における住所又は居所」「出生地」。

(2) 出生届や死亡届及び「創設的届出」の名称の区分・届出年月日と届出地(最小行政区画)と相手方を記載し、離婚判決等の「報告的届出」については、その名称・法的効果発生の年月日・管轄裁判所等と届出地(最小行政区画)と相手方。

cf. 住民票の記載事項で政令で定める事項(住民基本台帳法 7 条 14 号、同令 6 条の 2、同令 30 条の 25。)

2 次の帳簿・書面の保存期間を大幅に伸長すること。

(1)「消除された日から 5 年間」(住民基本台帳法施行令 34 条①)とするものの内「外国人住民票」の保存期間について。

(2)「当該年度の翌年から 10 年」(戸籍法規則 50 条②後段)とする出生届や死亡届、「外国人のみに関する身分行為(戸籍の記載を要しない事項で受理した書面)」の報告的届出等の保存期間について。

資料 1 「外国人登録原票」と「外国人住民票」の記載事項の対照表

外国人登録原票記載事項 (旧外登法4条)		外国人住民票記載事項 (改正住基法30条の45)
1 登録番号 2 登録の年月日 3 氏名 4 出生の年月日 5 男女の別 6 国籍 7 <u>国籍の属する国における住所又は居所</u> 8 <u>出生地</u> 9 職業 (永住者、特別永住者不要) 10 旅券番号 11 旅券発行の年月日 12 上陸許可の年月日 13 在留資格 14 在留期間 15 居住地 16 世帯主の氏名 17 世帯主との続柄 18 (世帯主である場合) <u>世帯構成員の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄</u> (1年未満在留者不要) 19 <u>本邦にある父母及び配偶者の氏名、出生の年月日及び国籍</u> (1年未満在留者不要) 20 勤務所等の名称及び所在地 (永住者、特別永住者不要)	 【平成24(2012)年7月9日施行】 1 外国人登録法の廃止 「外国人登録原票」 市区町村長から法務省へ送付 2 改正入管法 「中長期在留者」 → 「在留カード」の交付 「中長期在留者」 一下記以外の者 ① 3月以下の在留期間が決定された者 ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者 ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者 ④ 前三号に準ずる者として法務省令が定める者 3 改正入管特例法 「特別永住者」 → 「特別永住者証明書」の交付 4 改正住基法 「外国人住民票」の創設 (対象者) ① 「中長期在留者」 ② 「特別永住者」 ③ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者 ④ 出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞在外者	1 氏名 2 出生の年月日 3 男女の別 4 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄 5 住所(及び転居した場合はその住所を定めた年月日) 6 転入届の年月日及び従前の住所 7 国民健康保険の資格に関する事項 8 後期高齢者医療の資格に関する事項 9 介護保険の資格に関する事項 10 国民年金の資格に関する事項 11 児童手当の受給資格に関する事項 12 米穀の配給に関する事項 13 住民票コード 14 その他政令で定める事項 (住民の福祉の増進に資する事項(令6条の2)、外国人住民票には、「通称」「通称の記載及び削除に関する事項(令30条の25))
		15 国籍等 16 外国人住民となつた年月日 17 以下の事項 ・中長期在留者 (中長期在留者である旨、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号) ・特別永住者 (特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号) ・一時庇護許可者又は仮滞在許可者 (一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨、上陸期間又は仮滞在期間) ・出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞在外者 (出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞在外者である旨)

日司連発第2053号
平成25年（2013年）3月26日

法務省入国管理局

入国管理局長 高宅 茂 殿

日本司法書士会連合会

会長 細田 長 司

外国人住民に係る涉外民事実務の課題について（提言）

当連合会「外国人住民票」検討委員会において、下記のとおり外国人住民に係る涉外民事実務の課題に関する意見をまとめましたので、提言いたします。

記

全国に限なく均在する司法書士は、日本に在留する外国人住民（以下「外国人住民」という。）の生活に寄り添いながら日々生起する民事法上の問題に関するアシストを行い、外国人住民の市民生活の円滑な営みに助力しているところである。

外国人住民に関する法制度は、平成24年7月9日施行された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「入管法等改正法」という。）（平成21年法律第79号）及び「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（以下「住基法改正法」という。）（平成21年法律第77号）により、その様相が一変した。

連合会は、平成23年12月16日総務省宛に「住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案」及び「住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」に対する意見書を提出した。意見書では、「住基法改正法」で創設される「外国人住民票」制度が外国人住民の利便性を没却している上に外国人住民に係る涉外民事実務（涉外家事実務）の執務に支障をもたらすという観点から修正すべき点を具体的に述べた。

本提言は、上記意見書の趣旨に沿って、第一に外国人住民の身分関係書面取得の問題点、第二に外国人住民の識別・同定に欠かせない氏名・住所等の変更記録の取得の問題点、第三に外国人住民の氏名表記とその呼称をめぐる問題点、第四に外国人住民の身分情報や識別・同定情報のデータ開示についての問題点、第五にそれら身分情報やデータの保存期間の問題点を指摘し、それら問題点を克服すべき方途を示したものである。

「入管法等改正法」「住基法改正法」の施行から約8か月が経過した。本提言が、日本における外国人政策を牽引する貴局の今後の諸施策に反映されることを切に願うものである。

【提言 1】外国人住民の下記事項の情報を蓄積し、当事者又は親族が知り得る制度上の措置を講じるべきである。

- ①「国籍の属する国における住所又は居所」（外国人登録法（以下「旧外登法」という。）（昭和 27 年法律第 125 号）第 4 条第 1 項第 7 号）
- ②「出生地」（旧外登法第 4 条第 1 項第 8 号）
- ③「本邦にある父母及び配偶者（申請に係る外国人が世帯主である場合には、その世帯を構成する者である父母及び配偶者を除く。）の氏名、出生の年月日及び国籍」（旧外登法第 4 条第 1 項第 19 号）
- ④日本における戸籍法上の出生届、死亡届、婚姻届、離婚届等を保存管理する市町村名

（説明）身分情報は、市民が社会生活を営む上で必要不可欠な情報である。それは外国人住民も同様である。親が誰か、配偶者が誰か、子が誰か、それらの識別・同定は、氏名・国籍・生年月日・性別によりなされる。その上で、法の適用を通して、法定代理人は誰か、扶養義務者は誰か、相続人は誰かなどが明らかになる。

外国人住民の身分情報は、基本的にその本国（国籍国）が保有すべきと考えられる。しかし、国外で成立した身分変動行為が諸種の事由により本国の身分登録簿等に反映できない場合がある。また、諸外国の中には外国で生じた身分変動行為を記録するシステムを採用しないところや出生簿、婚姻簿、離婚簿、死亡簿など個別的な身分登録簿を統合するシステムを有しないところもある。

いずれにしても、外国人住民の身分情報は、本国の身分登録簿（個人単位・家族単位）の記載、本国の各地に点在する身分証書の記載、本国官公署（駐日領事館等）の証明書の記載、日本で身分行為が成立した場合はそれを証する書面等の記載を照合して、その全容を把握することになる。

【提言 1】は、外国人住民の本国の身分情報の取得と日本における身分情報の取得に関する提言である。

（事例 1）「国籍」を「韓国」とする外国人住民 A は、1934 年韓国「慶尚北道…郡…面…里…番地」で出生し、1944 年渡日し、1960 年日本で韓国人 B と婚姻、日本で 3 人の子（C・D・E）をもうけ、2013 年に死亡した。

①は、旧外登法第 4 条第 1 項第 7 号の登録事項である。この登録事項は、原則として、本国（国籍国）の生活の本拠を記載していたが、日本に定着・居住し本国に生活の本拠がない外国人には身分登録簿が備え置かれている地を記載する取扱いであった（入国管理局・「平成 12 年 3 月外国人登録事務取扱要領ほか」110 頁「第 6-3-(12)」、平成 20 年 4 月 25 日付法務省官登第 5887 号入国管理局登録管理官通知）。したがって、外国人住民が本国から自己の身分登録証明書を取り寄せるには必要不可欠な記載内容である。

（事例 1）の場合、韓国の身分登録簿である家族関係登録簿の事項別証明書を取り寄せるには、同人の氏名（姓名）と「登録基準地」の情報が必要である。旧外登法の「国籍の属する国における住所又は居所」欄には「登録基準地」と思われる地（上記の「慶尚北道…郡…面…里…番地」）が記載されていたので、それを手掛かりに在日領事館等から同人の本国の身分関係書面を取り寄せることが可能である。日本の公的記録簿から「国籍の属する国における住所又は居所」の記載が消滅することは、本国の身分登録簿に繋がる指標を

消滅させることになり外国人住民の身分情報の取得が困難になる。

②は、旧外登法第4条第1項第8号の登録事項である。この登録事項は、外国人の出生地が日本国内か日本国外かを問わずその地（最小行政区画）を記載する取扱いであった（入国管理局・「平成12年3月外国人登録事務取扱要領ほか」第6-3-(11)）。外国では、出生・婚姻・離婚・死亡等の身分変動の記録が点在しているところがある一方で、身分情報の履歴を出生地に備える出生簿等に付記して記録するところがある。出生地が容易に確認できれば、出生地が海外である外国人についてはその所在地から出生証明書や出生簿に付記記録された身分情報を取り寄せることが可能であり、出生地が国内である外国人については「出生届」を受理した市町村名を推認できる資料となる。

（事例1）で、Aの子らが本国の身分登録簿に記載されておらず、かつ、同一世帯の構成員でもない場合、子（C・D・E）の「出生地」の記載を手掛かりに近隣の市町村で「出生届」の記載事項証明書等を取得し、「出生届」の親欄等からAとの親子関係が判明することがある。

日本の公的記録簿から「出生地」の記載が消滅することは、日本における身分変動事実を確認する指標を消滅させることになり外国人住民の身分情報の取得が困難になる。

③は、旧外登法第4条第1項第19号の登録事項である。ここには、世帯構成員ではない日本に居住する世帯主の父母及び配偶者の氏名・生年月日が記載されるので、外国人住民の身分関係を推認させる貴重な情報になる。日本に定着・居住する外国人の家族形態も大家族から核家族への変化が顕著であり、単身世帯も増加している。住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第7条第1項第4号の世帯主と世帯構成員との身分関係だけでは、その家族関係を把握するのには不十分である。

（事例1）で、Aの同一世帯を構成しない日本に在る父母や配偶者Bの氏名等の記載があれば、その記載は貴重な身分情報である。

④は、外国人住民の身分情報の取得に欠かせない日本の戸籍法上の各種届書の市町村名の情報である。外国人が日本において出生・死亡した場合は市町村長への届出義務があり、市町村長に婚姻・離婚等の届出が可能な場合もある。届出を受理した市町村長は、届書を受理した受付年月日等を受付帳に記載し（戸籍法施行規則第20条、第21条）、受理した届書を閲覧に供し（戸籍法施行規則第66条の2）、それら届書の記載事項証明書や受理証明書を発行することができる（戸籍法第48条第1項、第2項、戸籍法施行規則第14条、第66条）。しかし、外国人の届出地は原則として「所在地」（戸籍法第25条第2項）であることから、外国人住民票の「住所」や在留カード及び特別永住者証明書の「住居地」と異なることがある。そこで、届書を受理した市町村名が判明すれば、外国人住民の届書の記載事項証明書や受理証明書を取得することが容易になり、それら各種届書の記載によって外国人住民の身分情報の一部が明らかになる。

（事例1）で、Aの出生届書の記載事項証明書やBとの婚姻届書の記載事項証明書を取得できれば、それら届書からAの親の氏名等やBの氏名・婚姻年月日がわかり、C・D・Eの出生届を取得できればそれぞれの氏名等が分かり、A・Bとの親子関係がわかる。

なお、受理市町村名は、それら届書を受理した他の市町村長からの通知に基づくときは「他の市町村名」を当該外国人住民の住民票の備考欄に記載し、住所地市町村がそれら届書を受理したときは「住所地市町村名」を当該外国人住民の住民票の備考欄に記載すれば

良いのである。

【提言2】外国人住民の氏名に関して

- ①外国人住民の氏名がローマ字表記だけの者には、「在留カード」「特別永住者証明書」（以下「在留カード等」という。）の裏面や「外国人住民票」の備考欄にカタカナ表記を付すべきである。
- ②「漢字告示」により正字に置換した「在留カード等」や「外国人住民票」の氏名の漢字表記につき、元の漢字表記と正字の漢字表記との対応関係を証する書面を交付すべきである。
- ③「在留カード等」や「外国人住民票」の漢字氏名には「ふりがな」を付すべきである。

（説明）【提言2】は、外国人住民の識別・同定に関する提言である。

①は、外国人住民の氏名が在留カード等や外国人住民票にローマ字表記だけで記載されている者の識別・同定のための方策である。

（事例2）外国人住民Aの在留カード等や外国人住民票の氏名欄に「LEE YIP - SAE」と記載されている。

在留カード等の外国人の氏名は原則として「旅券等」記載の「ローマ字」だけで記載される（出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「入管法施行規則」という。）第19条の6第1項等、同第19条の9第2項等）。そこで、ローマ字表記の氏名を戸籍や登記・登録等に記載する場合に、その「ローマ字」表記氏名を「カタカナ」でどのように表記して記載するかが問題になる。

このようなとき、旧外登法の取扱いでは「アルファベット」表記の氏名に併記名といわれる「カタカナ名」を備考欄に記載することがあった（入国管理局・「平成18年3月外国人登録要領別冊」108頁）が、それもないときは同人からの音読による聞き取りなどで戸籍や登録・登記等の氏名欄に記載することとしていた。音読の聞き取りなどの方法では聞き取り方の相違によってはそのカタカナによる表記に違いが生じることがあった。例えば、（事例2）の場合にAのカタカナ表記が「リープサエ」や「リープセ」と異なるときがある。

そこで、氏名が「ローマ字」だけで表記されている者には、在留カード等の裏面か外国人住民票の備考欄に「カタカナ」を付記して、その表記の仕方を統一させて、同人の識別・同定に支障を生じることのないようにすることが必要である。

②は、ローマ字氏名に併用して漢字表記がなされている者で旅券や本国官公署発行の書面と在留カード等や外国人住民票の漢字表記が異なる者の識別・同定のための方策である。

（事例3）外国人住民Aの旅券等の漢字氏名が簡体字「张 玉莲」なので、職権で「張 玉蓮」に置き換えられて在留カード等や外国人住民票に表記されている。

氏名に漢字又は漢字及び仮名の氏名を使用したいとの当事者からの申出があった場合は、「ローマ字」に併用して在留カード等の氏名にその漢字又は漢字及び仮名の氏名を表記することができる（入管法施行規則第19条の7第1項等）。しかし、使用したいと申し出た漢字が簡体字や繁体字等であれば、「漢字告示」（入管法施行規則第19条の7第5項、平成23年法務省告示第582号）が定めた正字の「漢字」氏名に置換される。この漢字の置換作業は、平成24年5月7日を基準日として作成された「仮住民票」においても職権でなされ

た（平成 24 年 2 月 10 日付総行住第 19 号総務省自治行政局通知第 4 「仮住民票の記載」2-(1)）。

法務省のホームページ上では、漢字置換の基本原則とその対応などが公開されているが、外国人住民が自らその内容を見て自己の氏名がどのように置換されたかを確認められるとは到底思えない。地方入国管理官署では、法務省入国管理局の情報システムにより簡体字等を入力すると、対応する正字に自動的に置き換えられるとのことである（福谷孝二ほか『新しい外国人住民制度の窓口業務用解説』（日本加除出版、2012 年）71 頁）。

そこで、旅券等に記載の簡体字等の漢字氏名及びすでになされた戸籍・登記・登録等に記録された簡体字等の漢字氏名と、在留カード等・外国人住民票記載の正字の漢字氏名を照合するために、入国管理局長又は市町村長は、元の簡体字等の漢字氏名と正字の漢字氏名の「対応関係を証する書面」を交付すべきである。「対応関係を証する書面」の発行により、本人の識別・同定が容易となり、第三者に対してもその同一性を証明できることになる。

③は、ローマ字氏名だけの者は①により「カタカナ」を付すべきであるが、漢字氏名の者の氏名の呼称は「ふりがな」を付して外国人住民の識別・同定と正確な呼称に努める方策である。

（事例 4）外国人住民 A の在留カード等や外国人住民票の漢字氏名が例えば「金花子」の場合、本人からの聞き取りにより例えば「キムファジャ」と「ふりがな」を付す。

上記のケースで、当事者からの音読の聞き取りによって在留カードや外国人住民票に「ふりがな」を付すことにする。それにより、入国管理局や市町村の窓口で外国人住民を呼称する場面だけでなく、日常生活の場面においても正確に「漢字氏名」が呼称され（最三小判昭和 63 年 2 月 16 日民集 42 卷 2 号 15 頁参照）、外国人住民の識別・同定に資することにもなるであろう。

【提言 3】市町村長から法務大臣に通知すべき事項に下記事項を加えるべきである。

- ①「世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄」（住基法第 7 条第 1 項第 4 号）
- ②「通称」「通称の記載及び削除に関する事項」（住基法第 7 条第 1 項第 14 号、住民基本台帳法施行令（以下「住基法施行令」という。）第 30 条の 25）

（説明）【提言 3】は、外国人住民票の記載事項で①②の情報は市町村長から法務大臣に通知されない。①②ともに在留外国人の身分情報と識別・同定に欠かせない事項である。市町村から法務大臣に通知すべき事項（入管法第 61 条の 8 の 2、入管法施行令第 6 条）に加えるべきとの提言である。

①は、住基法の記載事項としては唯一ともいえる身分情報である。しかも、一定の場合には世帯主との続柄を証する書面の添付が義務付けられているので（住基法第 30 条の 48、同法第 30 条の 49）、その情報は正確な身分情報といえるものである。そこで、その身分情報及びその変更情報は、【提言 1】の③で述べた身分情報とともに入国管理局において継続したデータとして保存すべきである。

②の「通称」は旧外登法でも「通称名」として外国人登録原票への記載が便宜認められ

ていたが（入国管理局・「平成 18 年 3 月外国人登録要領別冊」107～108 頁）、今次の改正では住基法の施行令により法令で規定した（住基法施行令 30 条の 25）。今までも、外国人住民が登記・登録等をする際に通称名が氏名として記録され、また通称名は日常の場面でも使用されることが多い。「通称の記載及び削除に関する事項」とは、「当該通称を記載した市町村名及び年月日」と「当該通称並びに当該通称を削除した市町村名及び年月日」である（住基法施行令第 30 条の 27 第 1 項本文）。転出・転入の手続がとられても「通称」「通称の記載及び削除に関する事項」は住所地市町村の住民票に移記されるが（住基法施行令第 30 条の 26 第 3 項、同第 30 条の 27 第 2 項）、その記載と変更の情報は入国管理局において継続したデータとして保存すべきである。

【提言 4】入国管理局の開示請求手続について

①(a)「外国人登録法廃止後の外国人登録原票」(b)「死亡した外国人に係る外国人登録原票」(c)「出入(帰)国記録」の開示請求制度の整理を行い、使用用途別に開示すべき内容を明示して案内をすべきである。

②上記開示請求手続は、市町村経由で行える制度を構築するか、市町村の窓口以案内用紙を備置するなど、当事者の利便性を考慮した措置を講ずるべきである。

（説明）【提言 4】は、法務省等に保存されている外国人住民データの開示請求の改善策についての提言である。

上記開示請求手続について、(a)(b)は法務省のホームページ上で、(c)は法務省入国管理局のホームページ上で案内がなされている。過去に「外国人登録」をしていた者は(a)(b)(c)の開示請求によるが、平成 24 年 7 月 9 日以降の外国人住民票のデータは「外国人出入国記録マスタファイル」に保存されるため、(c)の開示請求によるとのことである。また、(a)(c)の開示請求書の提出先は法務省大臣官房秘書課個人情報保護係であり、(b)の開示請求書の提出先は法務省入国管理局出入国管理情報官室出入国情報開示係である。

開示請求者は(a)(b)(c)いずれも本人及びその法定代理人であるが、(b)は「行政サービスによる写しの交付」請求も可能で、その交付請求者は、(1)死亡した外国人の死亡当時の同居の親族、(2)死亡当時の配偶者、直系尊属、直系卑属又は兄弟姉妹、(3)上記(1)(2)の法定代理人である。(a)(b)(c)は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号）第 12 条等による開示請求であるが、(b)は上記(1)(2)(3)の請求者による場合は、「外国人登録原票に亡くなった方と交付を請求された方以外の方に関する個人情報が含まれている場合、行政機関個人情報保護法により提供してはならない」のでその部分を削除した写しが交付されるとのことである。

①は、それら開示請求手続を整理して外国人住民の使用目的に従い開示手続に応じる方法を講じ、外国人住民の利便性に資する制度にすべきとの趣旨である。

開示請求手続の整理とは、第一に、開示請求先の一本化である。現在は、(a)(c)と(b)では開示請求先が異なるが、それら請求先を同じ請求先にすることである。

第二に、入国管理局に保存されているデータの開示請求の案内を一本化することである。例えば、その名称を「外国人登録原票が必要な方へ」「外国人住民票の記録が必要な方へ」として案内することが考えられよう。

第三に、使用用途に従った開示手続の対応である。例えば、過去の「住所」「氏名」「通

称」の確認やその届出年月日や変更年月日が必要、「死亡した何某」の相続のために「国籍の属する国における住所または居所」「出生地」「世帯構成員でない世帯主の父母及び配偶者の氏名等」、「世帯主と世帯構成員の氏名とその続柄」の確認やその変更履歴が必要など、その使用用途を明らかにさせて、入国管理局側ではその必要とする事項を(a)(b)(c)のデータから抽出して開示するというものである。ただし、相続等で(b)の「死亡した外国人に係る外国人登録原票」が必要で「行政サービスによる写しの交付」を本人又は法定代理人以外が請求する場合は、別に添付書類が必要との案内をしてはどうであろうか。

なお、(c)の「出入(帰)国記録」には、住所や氏名等の届出年月日は記録されるが変更年月日は記録されず開示されないと聞き及ぶが、住所の移転年月日は市町村から伝達されており（入管法施行令第2条第1項第6号、入管特例法施行令第3条第1項第6号）、その記録の開示は可能である。その他の事項の変更年月日も記録し開示請求に応じるべきである。

②は、外国人住民の利便性を考慮して、(a)(b)(c)の開示請求手続を地方自治法第2条第9項第1号の「第1号法定受託事務」とし、その手続窓口を住所地市町村とするか、又は市町村の窓口を開示請求を案内するパンフレット等を備え置き、市町村の窓口担当者が開示手続を説明するなどの措置を講じるべきとの趣旨である。後者については、入国管理局が静岡県浜松市、埼玉県さいたま市、東京都新宿区に開設しているワンストップ型相談センターがその参考になろう（法務省入国管理局編『平成24年版出入国管理』87頁）。

【提言5】以下の保存期間を大幅に伸長すべきである。

- ①「廃止外国人登録原票」「死亡した外国人に係る外国人登録原票」データの保存期間
- ②入国管理局に集積される「外国人出入国記録マスタファイル」データの保存期間
- ③「外国人住民票」の保存期間（住基法施行令第34条第1項）
- ④戸籍の記載を要しない各種戸籍届書の保存期間（戸籍法施行規則第50条第2項）

（説明）【提言5】は、外国人住民の識別・同定に必要なデータや身分情報記録の保存期間を大幅に伸長すべきとの提言である。

①のデータは、平成24年7月8日まで「外国人登録」をしていた者の外国人登録原票の記載事項のデータである。これら記載事項の中には、当該外国人の「国籍」「居住地」「氏名（通称を含む）」「国籍の属する国における住所又は居所」「出生地」「世帯主との続柄」「本邦にある父母及び配偶者（申請に係る外国人が世帯主である場合には、その世帯を構成する者である父母及び配偶者を除く。）の氏名、出生の年月日及び国籍」などの記録とその変更履歴が残されている。これらデータには、当該外国人の識別・同定に関する事項や同人と一定の身分関係にある者の人的事項が大量に含まれ、相当期間必要になる情報ばかりである。しかも、平成24年5月7日を基準日として作成された「仮住民票」には前住所や住所を定めた年月日が記載されず、それより前の氏名や通称名も記載されていない。

また、旧外登法上の登録事項であった「国籍の属する国における住所又は居所」「出生地」「本邦にある父母及び配偶者（申請に係る外国人が世帯主である場合には、その世帯を構成する者である父母及び配偶者を除く。）の氏名、出生の年月日及び国籍」も外国人住民票には記載されていない。

以下に事例を四件掲げた。事例ごとにその必要性を述べてみる。

(事例5) 国籍を「韓国」とする外国人住民Aは、昭和50年(1975年)出生以来父母の通称「金山」を使用し、平成7年(1995年)外国人住民Bと婚姻しBの通称「新井」を使用している。Aが通称「金山」を使用していた事実を証したい。

このケースは通称の履歴が必要な場合である。Aの外国人住民票には仮住民票作成時点(平成24年5月7日)の「新井」の通称だけが記載されているので、通称「金山」から「新井」への変更した事実とその変更年月日を確認する必要がある。そのためには、平成24年7月9日に廃止された登録原票のデータから、廃止前の約20年前の記録を確認する必要がある。

(事例6) 国籍を「中国」とする外国人住民Aは、昭和50年(1975年)に「Y市」の自宅を購入し、平成23年(2011年)に死亡した。その不動産登記の所有者欄の「住所」には自宅を購入する前の住所「X市」が記載されている。Aの自宅購入前の「X市」の住所を証したい。

このケースは、住所の履歴が必要な場合である。Aは平成24年7月8日前に死亡しているので、「死亡した外国人に係る外国人登録原票」により、自宅購入前の「X市」の住所から自宅がある「Y市」の住所に変更した事実とその変更年月日を確認する必要がある。そのためには、「死亡した外国人に係る外国人登録原票」のデータより、死亡から約36年前の記録を確認する必要がある。

②の「外国人出入国記録マスタファイル」には、平成24年7月9日以後の外国人住民のデータが保存される。それらデータにも、当該外国人の識別・同定に関する事項や同人と一定の身分関係にある者の人的事項が含まれ、相当期間必要になる情報ばかりである。

③について、現行法では、住民票は「改製」又は「消除」された日から5年間保存される(住基法施行令第34条第1項)。住民票の「改製」は市町村長が「必要があると認めるとき」に行われ(住基法施行令第16条)、「転出」等や「死亡」等があれば、市町村長は住民票を「消除」しなければならない(住基法施行令第8条、第10条等)。外国人住民の住所等の記録は外国人住民票が「改製」されるか、「転出」等してから5年が経過すれば市町村には存在しない。また、当該外国人が死亡すると外国人住民票が消除され、転入地の外国人住民票に移記されていた「通称の記載と削除に関する事項」も消除から5年が経過すれば市町村には存在しない。外国人住民票の住所や氏名(通称を含む)の変更記録は、当該外国人の識別・同定に必要な事項であり、相当期間必要となる情報である。

(事例7) 外国人住民Aは、平成24年(2012年)8月に「X市」で出生し外国人住民B・Cの両親と居住していたが、平成30年(2018年)に両親とともに「Y市」に転入し、平成43年(2031年)に単身で「Z市」に転入した。出生地「X市」を知りたい。

このケースでは、Aの「Z市」の外国人住民票には前住所「Y市」の住所が記載されているが、「Y市」の住民票の除票は、「Z市」に転出してから13年が経過しているので消除されている。したがって、Aは「出生地」である「X市」の住所を確認できない。

④は、【提言1】の④で述べた在留外国人の身分情報の取得に欠かせない在留外国人の戸籍届書の保存期間である。

受付帳の保存期間は「当該年度の翌年から150年」である(戸籍法施行規則第21条第3

項)。日本人に係る戸籍記載完了後の届出書類は本籍地の管轄法務局等に送付され、管轄法務局等の届書の保存期間は「当該年度の翌年から 27 年」である（戸籍法施行規則第 49 条第 2 項）。さらに、戸籍の除籍簿の保存期間は「当該年度の翌年から 150 年」と定められている（戸籍法施行規則第 5 条第 4 項）。

しかし、外国人の届書類で「戸籍の記載を要しない事項について受理した書類」の保存期間は、婚姻や協議離婚等の創設的届出書類は「当該年度の翌年から 50 年」であるが、出生・死亡や報告的届出書類は「当該年度の翌年から 10 年」である（戸籍法施行規則第 50 条第 2 項）。このような短期間の保存期間では在留外国人の身分情報が早期に散逸してしまう。

（事例 8） 国籍を「ブラジル」とする外国人住民 A は昭和 60 年（1985 年）に日本で出生し、国籍を「ブラジル」とする外国人住民 B と平成 17 年（2005 年）に日本で婚姻した。A・B は平成 19 年（2007 年）裁判離婚し、その報告的届出を A の所在地の市町村に届け出た。A は、平成 32 年（2020 年）に再婚しようとして B との報告的離婚届書を取り寄せることにした。

このケースでは、A の出生届は 10 年が経過しているため受理市町村では保存されておらず、A・B 間の婚姻届は 50 年間保存されているため受理市町村で届書の記載事項証明書等を取得できるが、A・B 間の報告的離婚届書は 10 年しか保存されないため受理市町村から届書の記載事項証明書を取得できない。

ただし、いずれの届書の取得も【提言 1】④の届書を受理した市町村名が明らかでなければ取得はできない。

このように、①②③④のデータの保存期間は現行より大幅に伸長する必要がある。①②のデータの保存期間は、「法務省文書管理規則」（平成 23 年 4 月 1 日付法務省秘文訓第 308 号）第 16 条の定めにより、文書管理者は、「別表第 1」の標準文書保存期間基準に従わなければならないが、その保存期間を大幅に伸長すべきである。また、③の「外国人住民票」の保存期間は在外者等（住基法施行令第 34 条第 2 項）の保存期間に準じて「改製」又は「消除」された日から 80 年に伸長し、④の「創設的届出書類」や「出生・死亡や報告的届出書類」の保存期間は、受付帳や除籍簿の保存期間に準じていずれも「当該年度の翌年から 150 年」に伸長すべきと考える。

なお、③④の保存期間の定めは貴局の所管外の法令ではあるが、日本の外国人政策の牽引役である貴局が速やかに所管の部局と改正に向けた協議をすべきである。それにより「外国人との共生社会」実現に向けたさらなる進展が図れるものと確信する。

以上